

第112号議案

松江市及び八束郡東出雲町の合併による同町の同市への編入に伴う関係条例の整理に関する条例

(島根県行政機関等設置条例の一部改正)

第 1 条 島根県行政機関等設置条例 (昭和52年島根県条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表東部県民センターの項、第 5 条第 2 項の表東部農林振興センターの項、第 7 条第 2 項の表松江水産事務所の項及び第 8 条第 2 項の表松江県土整備事務所の項中「、八束郡」を削る。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 2 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 (平成11年島根県条例第45号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第 8 号右欄及び第18号右欄中「、東出雲町」を削り、同表第23号右欄中「、雲南市及び東出雲町」を「及び雲南市」に改め、同表第35号右欄中「、東出雲町」を削る。

附則に次の 2 項を加える。

(松江市及び八束郡東出雲町の合併に伴う経過措置)

3 松江市及び八束郡東出雲町の合併による同町の同市への編入の際次の表の左欄に掲げる法律に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は平成23年 8 月 1 日前に同欄に掲げる法律に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、同表の右欄に掲げる事務で同日以後においては松江市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同表の左欄に掲げる法律の適用については、それぞれ松江市長のした処分その他の行為又は松江市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

水道法	第 2 条の表第11号左欄に掲げる事務
租税特別措置法	第 2 条の表第18号左欄の(1)に係る事務及び(4)に係る事務 ((1)に規定する認定に係るものに限る。)
都市計画法	第 2 条の表第20号左欄に掲げる事務
土地区画整理法	第 2 条の表第23号左欄に掲げる事務
都市再開発法	第 2 条の表第24号左欄に掲げる事務
児童福祉法	第 2 条の表第28号左欄に掲げる事務 ((1)及び(9)に係る事務を除く。)
森林法	第 2 条の表第30号左欄に掲げる事務
農地法	第 2 条の表第31号左欄に掲げる事務
工場立地法	第 2 条の表第34号左欄に掲げる事務
社会福祉法	第 2 条の表第37号左欄に掲げる事務
老人福祉法	第 2 条の表第54号左欄に掲げる事務
介護保険法	第 2 条の表第55号左欄に掲げる事務

- 4 次の表の左欄に掲げる法律に基づく同表の右欄に掲げる事務で松江市及び八束郡東出雲町の合併による同町の同市への編入に伴い平成23年8月1日以後においては松江市長が新たに行うこととなるものの処理のうち、同日前の申請、処分その他の行為に係るものについては、同日以後においてもなお従前の例による。

租税特別措置法	第 2 条の表第18号左欄の(2)に係る事務及び(4)に係る事務 ((2)に規定する認定に係るものに限る。)
児童福祉法	第 2 条の表第28号左欄の(1)及び(9)に係る事務
母子保健法	第 2 条の表第29号左欄の(4)から(7)ま

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第3条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年島根県条例第30号)の一部を次のように改正する。

本則の表島根県松江警察署の項中「八束郡」を削る。

(島根県保健所条例の一部改正)

第4条 島根県保健所条例(昭和39年島根県条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1 島根県松江保健所の項中「、八束郡」を削る。

(島根県児童相談所条例の一部改正)

第5条 島根県児童相談所条例(昭和39年島根県条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表島根県中央児童相談所の項中「、八束郡」を削る。

(島根県家畜保健衛生所条例の一部改正)

第6条 島根県家畜保健衛生所条例(昭和44年島根県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1 松江家畜保健衛生所の項中「八束郡東出雲町」を「松江市」に、「八束郡 隠岐郡」を「隠岐郡」に改める。

(島根県流域下水道条例の一部改正)

第7条 島根県流域下水道条例(昭和56年島根県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「東出雲町」を削る。

(島根県営住宅条例の一部改正)

第8条 島根県営住宅条例(昭和34年島根県条例第49号)の一部を次のように改正する。

「宍道緑が丘団地

別表中「宍道緑が丘団地」を 揖 屋 団 地 に、
羽 入 団 地」

江津中央団地		を
揖屋団地	八束郡東出雲町	
羽入団地		

「江津中央団地」に改める。

(島根県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第9条 島根県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年島根県条例第60号)の一部を次のように改正する。

別表第3 飯梨川水道の項及び斐伊川水道の項中「東出雲町」を削る。

附 則

この条例は、平成23年8月1日から施行する。